

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで  
② 昭和49年10月から50年3月まで

申立期間について、年金事務所に記録照会したところ、国民年金保険料が未納であるとの回答があった。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の夫がA村役場（現在は、B市）に夫婦二人分の保険料をまとめて納付してきたにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、A村の国民年金被保険者名簿の検認済記録欄により、国民年金制度発足時に国民年金被保険者資格を取得してから平成4年度までの国民年金加入期間について、保険料を全て納付しており、その夫の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①について、申立人は、「私の夫がA村役場に夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付してきたはずである。」と述べているところ、前記の国民年金被保険者名簿により、申立人の夫の納付記録を見ると、当該期間の保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人の当該期間前後の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人及び申立人の夫のA村の国民年金被保険者名簿の納付記録により、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和60年度以降については、夫婦ともに同日に納付していることが確認できることから、申立

人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「我が家は専業農家で1町8反歩の<sup>たんぼ</sup>田圃を耕作しており、A村において耕地面積の広さは中の上に当たり、当時の農業収入も安定していた。」と主張していることから、申立人の申立期間①の国民年金保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

申立期間②について、当該期間は6か月と短期間であるとともに、申立人の当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間②については、申立人のオンライン記録では未納となっているものの、申立人のA村の国民年金被保険者名簿では、当初、納付済みとされていた納付記録の上に未納の印が押されていることが確認できる上、申立人の国民年金保険料を夫婦ともに納付したとする申立人の夫の当該期間のオンライン記録は未納とされているが、夫のA村の国民年金被保険者名簿では保険料が納付済みとされており、その納付記録には<sup>そご</sup>齟齬が認められるなど、行政側の記録管理が適正に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月10日に、資格喪失日に係る記録を同年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月10日から同年8月31日まで

私は、A社に昭和25年11月から53年6月まで継続して勤務し、乗船時は船員保険、陸上勤務時は厚生年金保険に加入しているが、29年5月10日から同年8月31日までCに出航した期間について、船員保険の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答並びに事業主から提出された人事カード、職員名簿及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、申立人と同じA社D課職員であった元同僚は、「私は申立期間当時、Cに出航していたが申立人と一緒だったかどうかははっきりした記憶は無い。ただ、申立人は当時、上司であった課長代理と一緒に出航していたはずだ。」と証言しているところ、当該元同僚及び課長代理には、申立期間において船員保険の被保険者期間としての記録が存在する。

さらに、申立人は、「申立期間当時、Eには部長代理を船団長とし、D課職員のほぼ全員が出航していたが、Cは全員ではなかった。Cには、Eから帰った後、1か月くらい準備期間があり、F、G、H船団それぞれ

れが準備でき次第、順次、出航していた。また、出航しない陸上勤務の職員もいた。」と供述しており、前記の元同僚も同様の証言をしていることから判断すると、申立期間当時、A社D課職員の勤務形態は同一ではなかったことがわかれるところ、同課職員7人及び部長代理の計8人の年金記録を確認すると、申立期間において、前記の元同僚、課長代理、部長代理及びもう一人の上司の4人は船員保険に加入し、ほかの4人は厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、職員名簿及び船員保険被保険者名簿により、前記元同僚以外に連絡の取れた4人の元同僚は、いずれも申立人を記憶しており、うち3人は、「申立人は申立期間当時、Cに出航していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で同一職種とする上記同僚の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の関係資料は保管していないため、不明である。」と回答しているが、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月から同年7月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。